

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた政府「緊急事態宣言」への対応について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまとご家族および関係者の皆さまにお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げます。

株式会社日立プラントサービス（取締役社長：岡野 邦彦）は、新型コロナウイルス感染拡大を受けた日本政府による「緊急事態宣言」を踏まえ、お客さま、パートナー、従業員および家族をはじめとする、すべてのステークホルダーの皆さまの安全・健康を第一に考え、感染拡大防止に向けた以下の対応を行っております。

お客さまならびに取引先・協力企業の皆さまには、ご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 緊急事態宣言を受けた対応

- (1) お客さまに対する支援や、市民生活の維持に最低限必要な事業（社会機能維持）の継続に最大限努めて参ります。個別の工事施工の継続につきましては、お客さま、取引先・協力企業、従業員の安全・健康に十分配慮し、お客さまおよび関係各所とご相談、調整をさせていただきます。
- (2) 緊急事態宣言の対象である7都府県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・大阪府・兵庫県・福岡県）に所在する本社・支店・事業所に勤務する従業員は、原則として「在宅勤務」を徹底し、感染拡大防止に努めております。  
また、7都府県に所在する作業所につきましても、可能な限りの「在宅勤務」を実施しております。
- (3) 上記7都府県以外に所在する支店・事業所においても、「在宅勤務」、「時差通勤」を推奨しております。

### 2. 感染拡大防止に向けた主な対策

- (1) 飛沫感染・接触感染の防止
  - ・ マスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗い・うがいの励行。
- (2) 体調不良者の自宅待機の徹底
  - ・ 発熱がある場合や、風邪の症状等、新型コロナウイルス感染の疑いが考えられる体調不良の場合は、自宅待機（各種休暇取得等）と健康観察（検温等）の実施。
  - ・ 感染者または濃厚接触者と同居している場合には、自宅待機（在宅勤務または各種休暇取得）の実施。
- (3) 3密（密閉・密集・密接）回避への取組み
  - ・ 在宅勤務や時差出勤（公共交通機関の混雑時間帯を回避した通勤）の実施。
  - ・ 国内外出張の自粛（時期の見直し、コミュニケーションツール等での代替）。
  - ・ 多人数の会議やイベント等の自粛。少人数の会議等の時期の見直し、コミュニケーションツール等での代替。

### 3. 実施期間

2020年5月6日（水）まで

状況により、実施期間、内容の見直しなどさせていただくことがございます。

※本ページの内容は掲載時点の情報となります。

以 上